

阿久根市 子供の移動経路/通学路等の 交通安全プログラム

～子供の移動経路/通学路等の安全確保に関する取組の方針～

令和4年2月

阿久根市 子供の移動経路/通学路等安全推進協議会

1 プログラムの目的

阿久根市では、これまでに各小・中学校の通学路における交通事故の抑制のため、関係機関の連携体制を構築し、「阿久根市通学路交通安全プログラム」を策定し、交通安全の確保に向けた取組を継続的に推進してきたところです。

一方、未就学児に関しては、令和2年度に国土交通省から、「子供の移動経路における交通安全の確保に向けた効果的かつ効率的な取組の推進について」の通知があり、「通学路」のみならず「未就学児が日常的に集団で移動する経路」についても交通安全の確保に向けた取組を実施していく必要があります。

「通学路」及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路」（以下、両者を併せて「子供の移動経路」という。）にかかる交通安全対策を効果的、効率的に推進するためには、対策箇所や内容等に関する関係者間の共通認識の形成とそれに基づく適切な役割分担やスケジュールの立案が不可欠と考えます。

については、「子供の移動経路」にかかる交通安全対策を推進するため、関係部局とも調整の上、「阿久根市通学路交通安全プログラム」を改定し、未就学児の移動経路に係る対策箇所等を加えた「阿久根市 子供の移動経路/通学路等交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムにもとづき、関係者が連携して、地域の子供の移動経路の安全確保を図っていきます。

2 子供の移動経路/通学路等安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、子供の移動経路に関係する機関等による「子供の移動経路/通学路等安全推進協議会」を設置します。

- 市区長連絡協議会会長
- 市PTA連絡協議会会長
- 未就学児関係施設代表（幼稚園/保育所/こども園関係者）
- 阿久根市総務課長・学校教育課長・福祉課長・都市建設課長
- 阿久根警察署交通課長
- 国土交通省鹿児島国道事務所阿久根維持出張所所長
- 鹿児島県北薩振興局建設部土木建築課出水市駐在参事
- 小学校校長会会長

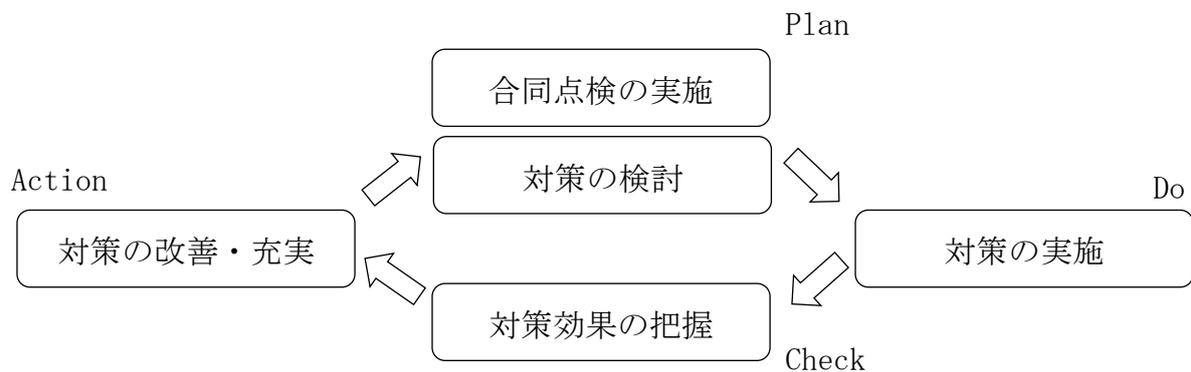
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に子供の移動経路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、子供の移動経路の安全性の向上を図っていきます。

[子供の移動経路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

合同点検の実施時期及び点検の体制

- 市内の全小・中学校の通学路及び未就学児等の移動経路で、毎年1回合同点検を実施します。
- 効率的・効果的に合同点検を行うため、事前に小・中学校及び未就学児関係施設で点検を行い、子供の移動経路/通学路等安全推進協議会において、重点課題を設定した上で合同点検を実施します。

(3) 対策の検討 (Plan)

対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握(Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- 児童生徒や保護者、地域住民等へのアンケートの実施
- 車両と歩行者の離隔を測定

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実(Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小・中学校及び未就学児関係施設ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

- 1 対策一覧表
- 2 対策箇所図

【子供の移動経路/通学路等安全点検の流れ】

- 1 未就学児関係施設、学校側から子供の移動経路/通学路で安全点検が必要な場所の提出

- 2 学校教育課、福祉課で取りまとめる

- 3 子供の移動経路/通学路等安全推進協議会で検討・現地確認

- 4 子供の移動経路/通学路等の対応策の作成・公表
(子供の移動経路/通学路等の関係機関へ報告含む)